

令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）

令和 8 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

（第 3 日目）

令和8年6月4日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

出席議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	千葉	啓君
副町	長	男澤	知樹君
総務課	長	岩淵	武久君
企画課	長	宮川	舞君
町民税務課	長	畠山	貴博君

保 健 福 祉 課 長	佐 藤 宏 明 君
農 林 水 産 課 長	高 橋 伸 彦 君
商 工 観 光 課 長	小野寺 洋 明 君
建 設 課 長	遠 藤 和 美 君
会計管理者兼会計課長	芳 賀 洋 子 君
上下水道事業所長	小 野 寛 和 君
歌 津 総 合 支 所 長	阿 部 勉 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 正 行 君
教 育 長	小 松 祐 治 君
教育委員会事務局長	及 川 貢 君
代 表 監 査 委 員	横 山 孝 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	阿 部 好 伸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 好 伸
次 長 兼 総 務 係 長	千 葉 雅 明
議 事 調 査 係 長	三 浦 拓 也

議事日程 第3号

令和8年6月4日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 1号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 3 報告第 2号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 4 報告第 3号 令和7年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 4号 令和7年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 6 議案第 1号 南三陸行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 2号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 8 議案第 3 号 南三陸町特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 4 号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 5 号 南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 13 議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 14 議案第 9 号 財産の取得について
- 第 15 議案第 13 号 財産の取得について
- 第 16 議案第 10 号 町有林樹木の売払いについて
- 第 17 議案第 11 号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第 18 議案第 12 号 令和 8 年度南三陸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 19 議員派遣

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 15 まで

午前10時00分 開議

○議長（菅原辰雄君） 皆さん、おはようございます。

6月会議も3日目でございます。心配された台風6号も当地方には大きな影響を及ぼさずに通過したようで、一安心でございます。

今日から議案審議に入ります。議員各位には活発な質疑を期待するとともに、円滑な運営への御協力もお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菅原辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番佐藤雄一議員、8番後藤伸太郎議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第1号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（菅原辰雄君） 日程第2、報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和8年3月31日付で公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） おはようございます。

改めまして、4月から町民税務課長としての命を受けました畠山です。議員皆様方の御指導、

御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは細部説明をさせていただきます。

改正条例本文は議案書 3 ページから11ページとなります。

議案関係参考資料は 3 ページから53ページまでとなっております。

議案関係参考資料により御説明させていただきます。

資料のほうの 3 ページをお開き願います。

初めに、条例改正の理由につきましてですが、こちらは地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月31日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに対応するため、南三陸町町税条例の一部を改正したものとなります。

次に、条例改正の内容につきまして主なものについて御説明させていただきます。

個人町民税に関する改正における 1 点目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限が撤廃されたものでございます。

特定一般用医薬品とは、医師が処方する医療用医薬品として長期間使用され、有効性・安全性が確立された成分を一般の方が使用できるように O T C 医薬品に転用したものでありまして、現在でも確定申告の際、これらの医薬品の購入に係る特例の医療費控除と一般の医療費控除のどちらかの制度を選択可能となっておりますものでございます。

2 点目は、住宅借入金特別控除の適用期限を現行の令和20年から令和25年まで 5 年間延長し、対象となる居住年を現行の令和 7 年から令和12年に延長するものでございます。

これによりまして、令和 8 年 1 月 1 日から令和12年12月31日までに入居した住宅において、住宅借入金の年末残高等を基に最大13年間税額控除が受けられるようになるものでございます。

こちらの減収分につきましては、従来どおり地方特例交付金により手当てされるものとなっております。

次に、固定資産税に関する 1 点目ですが、家屋と償却資産における免税点の改正になります。

免税点に満たない場合には税金を課さないという基準になる額ですが、これを家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円へとそれぞれ引き上げるものでございます。

背景としましては、物価上昇による実質的な負担増の是正と定額資産への課税を避け家計、中小企業の負担の軽減を図るためでありまして、来年度分からの課税から適用されるものでございます。

影響額といたしましては、今年度ベースで試算した場合、家屋分でおよそ28万円、償却資産でおよそ68万円、合わせて100万円弱の減収を想定しております。

軽自動車税に関する改正点は、令和7年度をもって環境性能割が廃止されたことに伴いまして種別割との区分がなくなりますことから、名称変更等所要の改正を行ったものでございます。

この環境性能割につきましては、令和7年度分で335万円ほどの実績がございました。廃止に伴う令和8年度以降の減収分につきましては、国において安定財源を確保するための具体的な方策が定まりますまでの間、地方特例交付金により補填される見込みとなっております。

そのほか、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限の3年間の延長、優良住宅の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の3年間の延長など、法律改正に伴う規定の追加及び項ずれ等の反映、所要の改正を行っております。

資料の4、5ページにつきましては、今回の一部改正条例の改正項目、改正した条番号、改正ポイントについてまとめております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） おはようございます。

専決処分の報告ですので、ちょっと簡単に、ちょっと確認と大事な部分かなという部分をちょっとお尋ねしたいと思います。

いろいろ条例改正の項目、いろいろありますが、ちょっと2つに絞りまして町の考え、捉え方、お聞かせいただければと思うんですが、1つは特定親族特別控除の創設が今回されているという部分と、あと医療費控除の特例、これセルフメディケーション税制というんですかね、等に係る適用期限の撤廃についてのこの2つについては、改正の性質を見ると、特にこの子育て世代というか、専門学校生、大学生をお持ちの家庭の方と、あとはお薬の部分については、やはりこれ市販薬の適用ですので、やはり小さいお子様とかを持っている家庭さんのほうに割とメリット、恩恵があるのかなというふうに捉えております。

ただ、一方で、その制度を知らないことによる不利益というのも生じやすいのではないかなというふうにちょっと捉えていました。なぜかというと、特定親族特別控除の場合は、ちょっと対象となる方が、あまりちょっと、何でしょうね、こういうふうになりますよとなっていますけれども、ちょっと対象なるかそうでないかという線引きがちょっと難しい点がある

かなという部分と、あとはお薬のほうは、購入だけが条件ではなくて、結局、健康増進の取組ですとかも条件になっているので、こういったことをちょっと知らないと、例えばお薬の場合は、レシートですね、捨てちゃうということになりますので、ちょっとその点だけ、どのような周知を行うか教えていただければと思います。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） 伊藤議員おっしゃるとおり、周知が大事だと思っております。今後、ホームページ等で周知のほうはしていきたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） おはようございます。

私からは2点お伺いします。

参考資料の3ページの中で、固定資産税免税点の見直しが出ております。現行20万から30万に上がるわけですがけれども、それに伴って償却資産だという課長の説明でした。これによって100万の減収という御説明でした。これをどのような形で周知していくのか。前議員の、今のあれではホームページというようなこともありましたがけれども、実際、町民の方々はホームページばかり見ている人もいないし、実際チラシだけでもどうなのかなという思いがありますので、町民に対する周知の仕方をどうしていくのか、それが1点。

それから、次の軽自動車税で環境性能割が廃止されることによって、これが種別割を軽自動車税1本にするというような先ほどの説明でしたがけれども、その代わり交付金の特例がありますよ。それが8年度だけなのか、いつまで続くのか、その辺お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） 免税点の部分の該当の方等々への周知ということにつきましては、当然、先ほど申し上げたとおり、広報、ホームページ等で周知は図っていきますし、チラシも見ないんですとちょっと言われますと、あと方法といたしましては、免税点が増える部分ですので、逆に言うと不利益ではない部分でございますので、その辺は特段それ以外の方法というのは今ちょっと持ち合わせていない状態でございます。

2点目の軽自動車の特例交付金、いつまでということですが、先ほどもちょっと触れたんですが、国のほうで安定的な財源の方向性が定まるまでというところで、今、図られておりますので、それが今、検討されているかという状況にはまだないかと思っておりますので、それは8年度は当然入ってくると思っておりますが、恒久的に入ってくるものとして捉えてはおりません。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 町民にとってはマイナス面でないからいいことは分かるんですけども、ただ、1月の申告なんかの関係もありますし、その辺は町民に分かりやすいというか、速達性もそうなんですけれども、ちゃんと町民にそれが伝わっていける方法を取ってもらいたいと思うんです。

ただいまホームページでということもありましたけれども、町民が、全ての人がホームページを見ているわけでもない、半分も満たない人が、ホームページを見てない人が多いわけです。そうした中で、やはりこれをそれだけに頼っていると、知らないでいる人たちも多くなると思いますので、知らないでいるということが町民に対しては不利益になる可能性もありますので、その辺を考慮していただきたいと思います。

それから、軽自動車の件ですけれども、335万、それを8年度は特例交付金で来ますよということは分かりました。恒久的ではないということも話されましたけれども、せめて来年とか、あと2年続くよとかと、そういう国に対してどうなんですかということも、ただ国からこうします、ああしますというのを受け身だけではなくて、その辺こちらから、大切なことですから、問合せするとかということで会議でいち早く知らせてもらいたいとか、そういうアポを取っていくことも大事だと思いますので、その辺、今後どう考えているかお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） 分かりました。

免税点のほうに関しましては、償却資産の申告等もございまして、窓口で申告者の方とお会いする機会もありますし、あと、確定申告等の申告でお会いする機会もありますので、その際、対面で口頭等で説明できればと考えております。

2点目の特例交付金等の今後の見通し等につきましては、県や国等のほうにお聞きして、今後、情報収集に努めたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第1号の件を終わります。

日程第3 報告第2号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（菅原辰雄君） 日程第3、報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和8年3月31日付で公布された地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に対応すべく、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） それでは、細部説明をさせていただきます。

改正条例本文は議案書14ページから16ページ、議案関係参考資料は54ページから62ページまでとなっております。

議案関係参考資料によりまして御説明させていただきます。

資料の54ページをお開き願います。

初めに、条例改正の理由につきましてですが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに対応するため、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しの必要があることから、南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

次に、条例改正の内容について御説明します。

1点目は、国民健康保険税の基礎課税額分に係る課税限度額を引上げ、さらに、子ども・子育て支援納付金課税限度額を追加したものととなります。

改正後の額につきましては、表の下線箇所のとおりとなっております。基礎課税額の課税限度額を現行の66万円から67万円に、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額が3万円に、課税限度額の合計が現行の109万円から113万円となるものです。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置について、子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を追加し、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額をそれぞれ引き上げたものでございます。

改正後の金額については、表の下線箇所のとおりでございまして、5割軽減については現行

の30万5,000円から31万円に、2割軽減については現行の56万円から57万円に改正となるものです。

以上の改正を踏まえた影響額でございますが、当初予算額3億3,100万円に対し、試算上、全体としましては数万円程度の増に収まる見込みとなっております。

資料55ページから62ページまでは新旧対照表でございますので、御確認いただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 1点お伺いします。

税務課長さんが新しくなったからというわけではないので、議案として上がってきているのでお伺いするわけです。その辺誤解のないようにお願いします。

新しく子ども・子育て支援給付金の課税額が出てきました。これ審議会ですか、国保の審議会に諮ったと思うんですけれども、そのときは何か委員の皆さんから意見があったのかどうか、それが1つと、また、大幅にこれが出てくるということは、子ども・子育てに対してはいいことなんですけれども、保険税から見ると、一般の人たちは随分上がったなという感覚になるわけですよ。我々は議会で議論して、聞いて、分かっていますけれども、一般の家庭の人たちは随分上がったと、そういう感覚で見ますので、その辺の、また言いますけれども、周知の方法を今後どのようにやっていくのか、非常に大事なことだと思いますので、その辺お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） 国保の運営協議会の際の御意見ということでございますが、丁寧な説明をさせていただいたというところもあって、特段、質疑とか、確認とか、意見とかはございませんでした。

周知の方法につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、こちらについては、広報、ホームページ等では足りないというところであればですね、窓口に来た方々に、その辺、対面でこちらも丁寧に説明等はしていければと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 一つ方法としては、区長会などを各会議、例えば区長会、民生委員の会議とかいろんな会議があるわけなんですけれども、そのときでも利用して、今度はこういうふう

に子ども・子育て支援給付金が課税となりますよということを周知していくのも一つの方法かなという思いがありますので、その辺どう考えているのかお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） 各種会議等での御説明というところ、検討いたしまして、そういう場で説明のほうがそごうような場合につきましては考えたいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 何しろ町民の立場に立って物事を第一に考えてもらいたいと思うので、今ここで話しましたけれども、多くの人に分かるような、そういう説明をすべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

1点だけ伺いたいと思います。

子ども・子育て支援金の件なんですけれども、限度額3万となっているんですが、当町において平均的というんですか、どれぐらいの負担になるのか。例えば、ネット等で見ると、会社員・公務員の方ですと、平均標準報酬月額33万で760円とかと出ているんですが、当町においては大体、始まったばかりであれなんだろうけれども、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） 国民健康保険税上につきましては、1人当たり大体月々200円程度の負担増と考えております。（「分かりました」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第2号の件を終わります。

日程第4 報告第3号 令和7年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（菅原辰雄君） 日程第4、報告第3号令和7年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました報告第3号令和7年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

令和7年度予算のうち、令和7年度3月会議において繰越明許費の御決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、報告第3号令和7年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案書の17ページを初めに御覧願います。

この報告第3号につきましては、提出文に記載ございますとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度に繰り越した繰越明許費に係る歳出予算について議会に報告するものでございます。

続きまして、議案書の18ページが地方自治法施行令第146条第2項の規定により調製した令和7年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

令和7年度3月会議でお認めいただいた繰越明許費に関し、実際に令和8年度に繰り越した内容についてお示しをいたしてございます。

全体で14の事業について令和8年度に繰り越しており、表中の翌年度繰越額がさきにお認めいただいた限度額の範囲において実際に繰り越した金額となります。

表の最下段の合計について申し上げますと、限度額の計6億7,730万円に対し、翌年度繰越額の計は5億9,836万8,000円となっております。

また、翌年度繰越額の財源につきましては、表中に財源内訳としてお示しをしております。

それでは、改めましてそれぞれの事業の完了見込みの時期について、表の上から順に御説明を申し上げます。

物価高騰対応生活支援給付金支給事業、令和8年6月、UPZ圏内指定避難所備蓄品購入業務、令和8年8月、戸籍の附票への旧氏等記載事業、令和9年3月、物価高対応子育て応援手当支給事業、令和8年6月、園芸農家物価高騰対策事業、令和9年1月、漁業資材等物価高騰対策事業、令和9年3月、漁港管理事業、令和8年8月、漁港建設事業、令和8年9月、運送業者燃油価格高騰対策支援事業、令和8年9月、高圧電力利用事業者電気料金支援事業、令和8年9月、橋梁修繕事業、令和9年3月、町道新設改良事業、令和8年12月、スポーツ施設LED化等推進事業、令和8年9月、林業施設災害復旧事業、令和8年6月、全14事業、

以上でございます。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 繰越しの関係ですけれども、1点お伺いします。

スポーツ交流村のLED化が9月、そうですね、9月ということなんですけれども、9月までに、今現在も体育館なんか明るくなったということで聞こえていますけれども、9月までに全部終了するのかどうか、その辺。させなければならないことなんですけれども、今はどの辺までできているのか、パーセンテージでいいですから、その辺お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） スポーツ施設LED化等推進事業につきましては、スポーツ交流村、それから平成の森のLED化工事等となってございます。

議員おっしゃるように、スポーツ交流村、ベイサイドアリーナの体育館のほうはですね、4月末でLED化の入替えが済んでおります。今現在に関しましては、平成の森の野球場のほうのLED化のほうに工事が移っているといった状況です。

当然、その後ですね、予約システムの構築等も含まれております、それも含めまして工期までしっかり終わるように今進めているところで、工事の進捗状況に関しては順調に進んでいるといった状況でございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 工事は順調に進んでいるよということなんですけれども、町民が直接使う施設なものですから、その辺の町民の不具合が生じないようにすることが大事だと思いますので、その辺はよろしく、抜かりなくやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、物価高騰対応生活支援給付金と物価対応子育て応援のほう、今月で完了ということなんですけれども、もしお分かりでしたら、どれくらいの方が辞退というんですか、受け取らなかったのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

あともう1点は、さっきも私、国会聞きながら来たんですけれども、この予算委員会補正でまた運送業の支援とか高電圧の支援とか言っていましたけれども、今回これを見ると8年9

月ということなのですが、例えばまた新たなそういった、何ていうんですか、事業が出た場合どうなるのか、ダブって使えるのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） それでは、初めに物価高騰対応生活支援給付金支給の状況ということでしたので、この事業につきましては2月の24日から受付を開始いたしまして、先週の5月29日で受付を終了いたしました。町のほうからは4,375世帯に御案内をさせていただきまして、そのうち4,167世帯から申請をいただきました。よってですね、議員御質問の受け取らなかった世帯の方々というのは208件となっております。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 2点目のですね、物価高騰対応子育て応援手当支給事業でございますが、こちらはですね、対象となる児童がですね、児童手当を支給しているお子様ということで、支給方法をプッシュ型ということにしていたので、こちら事前で把握している皆さんに事前にもう支給しますという御案内を差し上げているというところでございます。

これは昨年の9月30日時点ということになりますので、10月以降にお生まれになったお子さんが新たに対象になって年度末までの期間ということでございます。こういった皆さんは皆さん申請をされているという状況でございますが、唯一ですね、公務員につきましては、各所属の事業所からの支給ということになりますので、公務員の方々につきましては申請をいただくということになります。

絶対数がどのぐらいあるかという把握ができていけませんので、申請漏れになってるかどうかというちょっと把握は今できていないという状況でございます。

ちなみにですね、公務員の方々の申請の件数は92件ですかね、いただいているという状況でございます。

○議長（菅原辰雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小野寺洋明君） 運送、電力の新たな補正予算ということで国のほうで審議されているということでございますが、町のほうにはまだ詳しい情報が来ておりませんのでお答えしかねるんですけれども、これまでも数回ですね、その都度その都度、国の補正に合わせて御支援させていただいておりますので、今回また新たについた場合には、これまでもらっているものとはまた別にもらえると思われると思います。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃあ物価高騰のほうは208件の方が辞退というか受け取らなかったと

ということなんですけれども、再三、先月末ですか、放送で幾度となく喚起していたみたいで
すけれども、当課というか担当としては、この208がほぼほぼ辞退というんですか、自分の意
思で受け取らなかったのか、それとも何らかの形で、何ていうんですか、申請できなかった
のか、そういう分析というか、そういったところも難しいと思うんですけれども、その辺
も少し考えていただけるように、考えていただいたほうがよろしいと思いますので、よろし
くお願いします。

あと、子育てのほうはプッシュ型ということで、公務員の方の分だけだということでも分か
りました。

あと、運送業その他のあれなんですけれども、一旦、このあれを見ると、8年9月までとな
っているの、今のところなんですけれども、どれぐらいの、何ていうんですか、ほぼほぼ
皆さん御利用いただいているのか、その辺、もらえる資格というんですか、そういったこと
が十分あって、まだだという方がおられるのか、もし、ほぼほぼ終わってれば、次の対応
の来たときに、また新たに、何ていうんですか、申請していただくようになると思うんです
が、その辺、現在のところを伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小野寺洋明君） 現在の予算ベースです、運送のほうに関しましては約8
割、電力に関しましては約7割、予算のほうを消化しております。

申請に関しましては、過去に申請をされた方でまだ申請をされていない方がまだ若干おりま
すので、その方々につきましては、直接ですね、期限がいつまでですよといったお知らせを
させていただいております。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 何点かお聞きしたいと思います。

物価高、高騰支援に関して、今課長のほうから208件の申請がなかったという、その内容に
ついて企画課のほうで分析しているのか、そして、そのもらわなかった金額で残った分とい
うのはどうなるのか、その辺お願いします。

あと、もう1件は、宮城県の物価高対策の支援があると思うんですよ、その辺のスマホによ
ってポイント付与というような話も聞きましたが、その辺、南三陸町ではどんな対応をして
いくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 208件の分析ということなんですけれども、先ほど今野議員からも

お話ありましたけれども、この申請をしなかった要因というのは様々あるのかなと思います。先ほどお話しさせていただきましたとおり、2月24日から5月29日まで、ほぼ3か月間にわたって申請期間を設けました。これについては、十分な申請期間であったのかなというふうに捉えておりますし、また、この間ですね、数回にわたって南三陸の町の広報のほうへの掲載、それから、先月末にかけましては防災無線のほうでも何度となく放送をして呼びかけさせていただきましたので、告知についてはでき得る限りのことをやらせていただいたのかなというふうに考えておりますので、申請をしなかった理由といたしましては、御自身の意思であるとか、もしかしたらあとは住所、世帯に送ったわけなので、住所はここに置きながらここにいらっしゃらない方みたいな形になっているのかなというふうに考えております。

残った分に関しましては、これ予算でございますので、適正に補正予算等で調整をさせていただければと思います。

それから、みやぎポイントにつきましては……、失礼しました。以上です。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 千葉議員お話いただいたの、みやぎポイントというアプリを活用した県独自のポイントかと思います。

本町も以前、当該アプリがですね開発されたときにUPZ関連等につなげる形で町民の皆様にご活用いただいたという経緯がございますけれども、今回の物価高騰対応、市町村によっては当該アプリによって支援金の交付に代えるといったところもございましたけれども、本町といたしましては、今般の物価高騰対応の手法として、当該ポイントといったものの活用はさせていただいてございません。

また、別途宮城県等においてアプリの普及といった観点から、何かしらそういった各種施策にひもづけてですね、導入の促進を図っているといった事例は現にございます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 課長が話していた今回受け取らなかった208名の方は、様々な理由があるという説明でした。しかしながら、高齢の独り暮らしの方が、広報で見ているとか、防災無線で聞いているかという、なかなかその辺届かない部分はゼロではないと思うんですよ。だからそういったことを今聞きたかったんですが、やれる範囲のことはしてきたから、これが限界なのかなというような形の説明に私は聞きました。取りあえずその辺は、努力は分かりました。ありがとうございます。

あと、みやサポの関係なんですけれども、うちに来る仕事の営業マンがやっぱりポイントを

スマホで申請できて3,000ポイントもらえますよというような話もあったので、普通に申請すれば県民であればもらえるんですよというような話でしたが、今、総務課長話しましたが、南三陸町においては、そういったのが対応していないとか、ないとかというような話に私は聞いたんですけれども、取りあえず県民として、県の事業としてあるんだっただらば、こういったのもありますよということを告知してもいいのかなと。宮城県のほうでは、県民1人当たり何ポイントというような形である程度準備はしていると思うので、その辺もう一度確認させてください。

なかなか3,000ポイントというと、スタンドに行けばね、結構油が買えるので、そのポイントってすごい大切だと思うんです。なかなか物価高、高騰で、国の動きもなかなか厳しい中、そして所得がなかなか上がるかという税金のほうが上がっているという中で、なかなか厳しいと。それを考えて、今、みやサポのポイントのことを聞きました。その辺何か、説明できる範囲で、今後、お願いします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 説明が不足しておりまして大変失礼をいたしました。

みやぎポイント自体は、先ほど若干触れさせていただきましたけれども、UPZといった関連で、本町も過去に県のポイントを導入といいますか、仕組みとして活用はさせていただいてございます。

今般の物価高騰対応について本町は、基本的にはお1人1万円、高齢者の方は5,000円加算という形で現金の給付を選択させていただいてございます。

先ほど若干申し上げましたとおり、本町であれば1万円あるいは1万5,000円といった金額給付について、他の市町村によっては、みやぎポイントを例えば50%はポイント化して皆さんに給付しますというような手法を取っている市町村もあると。一方、本町は今回全て現金給付化をさせていただいたと。

御理解いただきたいのは、やはりアプリという形になりますので、なかなか特に今回本町は高齢者の方々へ手厚くといった御支援をさせていただく中で、スマートフォンの所持率ですとかそういったことを考えました場合に、広く、本当に支援が必要な方々に広く行き渡るのかといった懸念がございましたので、今般、当然、宮城県のほうで推奨されるアプリのさらなる普及といったものは町としても一生懸命図っていくといいますか、必要があると思いますものの、今般の事業の実施に当たってその手法としては用いなかったといったことでございますので、今後町として当該アプリの活用を否定するといった考えはございませんことを

御理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第3号の件を終わります。

日程第5 報告第4号 令和7年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（菅原辰雄君） 日程第5、報告第4号令和7年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました報告第4号令和7年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

令和7年度予算のうち、資本的支出の建設改良費について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） それでは、報告第4号令和7年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について細部説明をいたします。

議案書20ページをお開き願います。

この報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく建設改良費の繰越しであり、同法同条第3項の規定に基づき今般報告するものであります。

繰り越した予算に係る事業は3件あり、1件目は、戸倉浄水場をはじめとした水道施設における光回線制御装置更新事業でございまして、光回線開通工事に時間を要しますことから、事業費4,210万円を繰り越すものであります。

現時点では、機器の調達等を進めている段階であり、完成は本年10月末を予定しております。

次に、2件目としまして、大羅地区配水管等移設工事であります。

宮城県が施行する童子下砂防堰堤整備事業に伴う配水管等の移設工事となりますが、県との工程調整に時間を要したため、事業費1,500万円を繰り越すものであります。

5月末時点での工事の進捗率は88%であり、完成は今月末を予定しております。

最後に、3件目、配水管布設替詳細設計業務であります。国交付金の交付額に合わせて事

業計画を再検討した結果、現地調査に係る地権者との調整に時間を要しましたため、事業費3,300万円を繰り越すものであります。

財源の内訳といたしましては、国交付金、起債、そして水道事業会計の一般財源と繰越計算書にそれぞれ記載の額となっております。

事業内容としましては、林際、保呂毛、蛇王、森山、石浜の5地区を対象とした配水管布設替のための詳細設計で、完了としましては本年8月末を予定しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 1点お伺いします。

この建設改良費、光回線制御装置更新事業なんですけれども、この光回線が水道管の中に入っていて、それを更新するためのものなのか、ここの内容を御説明していただきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） こちらはですね、たしか3月会議のときに御説明しておるんですけれども、こちら浄水場、配水池等を監視する中央監視装置に関しまして、一部使用しているNTTのアナログ専用回線、こちらが廃止されることとなった。それに伴いまして、それを光回線に切り替えるものと。水道の施設の状況を監視するための装置のための回線ということで、水道管の中には敷設されてはおりません。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 前回説明したのにね、私、記憶が薄らいで申し訳ございませんでした。

そういう現地のアナログから光になるということで、了解しました。ありがとうございました。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 私も1点だけ伺いたいと思います。

配水管布設替、5か所の設計ということで、所長より説明ありましたが、そこで伺いたいのは、布設替とかはお金が結構かかると思うんですけれども、そこで、隣の登米では、何か地区によっては給水車で代用しているという、そういう代用するというそういう何ですか、取組というんですかも行われてるようですが、当町においては、今日、明日ではないでしょうけれども、将来的にそういった形で、何ていうんですか、B/Cというか対費用効果

を上げていくことは、現時点では考えられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） 多分ですね、給水世帯が少ない地区、こちらで配水池とか浄水場あるときに、それを更新する金額と、それから給水車でその配水池に持っていったほうが更新費用はかからないよねということでの方針がこの間示されたということは聞いております。

当町においてもですね、対象となる地区というのは将来的にはあるんだろうと思っておりますけれども、その施設を更新する費用と給排水、水を給水車で持っていく、そのコストがどれだけかというところの比較は早めにはしておきたいなとは思っておりますけれども、実際その対象となりそうな地区の施設についてはもう少し更新が先ですので、そこまで十分検討を進めていきたいと思っています。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第4号の件を終わります。

日程第6 議案第1号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第6、議案第1号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第1号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、税外収入に係る事務処理を一元化し、より効率的な行政運営を推進するため必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、議案第1号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について細部説明申し上げます。

議案書は21ページ及び22ページとなっております。

本案につきましては、ただいま町長からもございましたとおり、いわゆる税外収入に係る事務の取扱いについて、その一元化として町民税務課における分掌事務へと変更するため、南

三陸町行政組織条例の一部について改正するものでございます。

本件改正条例につきましては、本年7月1日からの施行と予定するものでございます。

具体の説明につきましては、議案関係参考資料を用いて行わせていただきます。

議案関係参考資料の63ページ目をお開き願います。

行政組織条例の第3条におきましては、各課等の分掌事務について定めており、今般、これまで会計課の分掌事務として取り扱ってまいりました税外収入の滞納対策に係る総括に関し、滞納対策等、町税の取扱いに準じることが通常でありますことから、本年7月1日以降においては町民税務課の分掌事務と設定するものでございます。

当該、その総括としての実際の事務は当然に滞納対策全般といった範囲に及びますが、その実例といたしますと、町長の訓令により庁内に設置の南三陸町税外収入徴収確保対策会議の運営を担うといったことも含み、いわゆる税であること、あるいは税外であること、そうした区分で入り口を変えることなく、町が徴収する収入の滞納対策に関し、町民税務課において総合的なコントロールを担うといったこととすることとさせていただきます。

今般の見直しにより、専門的知識を集中させること等からの事務の効率化といったことはもとより、さらには滞納に至ってしまった方の納付計画について、総合かつ現実的なものに近づける等といった効果も目的として考えておるものでございます。

以上、議案第1号の細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 1点伺いたいんですけれども、これまでというか、会計さんと税務のほうで協力というか、一緒に対応してきたという、そういう経緯もあるらしいんですが、今回、この改正に至るには、そのシステムというんですか、どこか先ほどの説明では少し分かったんですけれども、何かこう差し障りというんですか、うまいように常駐が、何ていうんですか、難しい場面もあったのかなという、そういう想像はできるんですけれども、ただ、税務の担当と会計の担当は、何か一緒ではないんですけれども、そういった形で当たっていたという、そういうことだったみたいなんですけれども、今後、何ですか、会計のほうから離れることによって、今後の徴収というんですか、回収具合等には影響は及ぼさないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

今般、当該事務について会計課から町民税務課の分掌事務へと変更させていただく前提といたしまして、この総括的な事務に関しましては、会計課、会計管理者とはまた別に会計課という所属を設けました際に、一旦会計課の事務とさせていただいてございました。さらにその前段となりますそれ以前と申しますと、実は町民税務課の分掌事務として税外収入は取り扱うものの、調定及び収納といったことに限定しておったんですね、いわゆる事実行為の整理といったものについてのみ取り扱うといった分掌事務といたしてございまして、総括的な事務は各課に結局散らばるような状況でございました。

会計課を設置する際に、やはりトータルとして調整が必要な事務でございますので、一旦、令和6年だったと記憶しておるんですが、その際に会計課の事務等を組み込ませていただいております。

その後は議員お話しのとおり、会計課と町民税務課、やはり一番の税を扱うところですね、税外収入より金額も大きいので、そういったところといいますか部署間の調整、連携は確実に行われてきてございます。

今般、見直しのもう一つ、もう一つといいますか、もう1区分の背景といたしますと、震災後は特に宮城県の地方税滞納整理機構のほうに職員のほうをある程度計画的に派遣をさせていただいて受入れをいただいていると。そういう中で、町職員もある程度県職員の方々等からそういった徴収業務等、滞納対策に関し必要なスキルといったものを習得できてございますので、結果、当該職員は実効性といったこと、即効性といったこと、そうしたことで考えれば、町民税務課に配置するのが本来ベストだということでこれまで人事配置をさせていただいております。

今般、そういった過去の数回の検討、経緯、経過を踏まえた上で、そうした必要な専門知識の習得等を行っている状況もございますので、この際、町民税務課のほうで、町税と合わせる形で一括して調整、管理といいますか、させていただくのが最も効率的ですし、一番は、我々は役場ですので、例えば私どもの総務課、あるいは企画課、2階ですといろんな所属ございますけれども、町税あるいは町税外のそれぞれお納め、お支払いされるお宅というのは、課というのは特段関係なくて、もちろん財布は一つだと思うんですね。そうした場合に、法律上の優先する債権というものはございますけれども、その滞納に至ってしまった方々の事情等を総合的に勘案するとなれば、やはりそこは何も税と税外収入といったことで分け隔てというか、分けることなく、その方、そのお宅の状況等を細かくですね、御相談等をさせていただきながら、確実な滞納対策といったものにつなげたいといった効果も期待するところ

でございますので、どこか会計課が担っていたので、何か不具合といいますか不都合があったですとか、そういったことからの改正ではないということだけを御理解賜ればと思います。

○議長（菅原辰雄君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時03分　休憩

午前11時20分　再開

○議長（菅原辰雄君）　休憩前に続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君）　先ほど答弁いただいたんですけれども、そこで再度伺いたいのは、今回の税外収入の滞納対策も含まれているんでしょうけれども、そこで伺いたいのは、今回こういった、何ていうんですか、税務のほうに入ることによって、先ほど説明にもあった効率化みたいな形の説明もありましたけれども、税の取り立てというんですか、そういったことは昔から、案外嫌われるというか、大変な仕事だと思います。そこで、十分一緒になってやる、一緒になったことによって、逆に木で鼻をかんだようなというか、対応にならないように努めていただけるのかどうかの確認と、あともう1点は、税外収入確保対策会議があるわけなんですけれども、今後この会議はどのような、継続になっていくのか、それとも一緒になったことによって別の形で存続するのか、その辺を伺って終わりとします。

○議長（菅原辰雄君）　総務課長。

○総務課長（岩淵武久君）　1点目の徴収活動といった点でございますけれども、当然、各種法令等に依りまして的確なといいますか、徴収業務を進めていきます。町民税務課がいわゆるトータルのコントローラーになったので、何か厳しくなるとかそういった形ではなくて、どちらかという、先ほど、冒頭申し上げましたとおり、お納めいただく方々にとっても計画等は現実的なものに近づけるんだろうといった考えで評価させていただいてございます。

2点目の税外収入徴収確保対策会議でございますけれども、こちら令和6年度から庁内に設置をさせていただいてございます。

副町長以下、私も入りますが、いわゆる税外収入を取り扱う所属の長が一堂に会する形で、それぞれのいわゆる滞納の状況についてつまびらかに共有をした上で、例えば、税といったものはなかなか徴税吏員でないと情報を広く共有するというのは難しさはございますけれども、一方で税外収入といったことでございますれば、何かしらの法令に反しない限り、お納め頂く方が同一の方が複数の税外収入の滞納に至っていると、そういった状況にあれば、収

入の状況等も丁寧にお聞きをするなどしながら、繰り返しとなりますが、確実にその期限を決める形で滞納が解消されると、そういったことにつなげていくための会議でございますので、当然、今後、これまでいわゆるその当該対策会議の庶務といった部分は会計課が担ってございましたが、まさにこの会議が税外収入のトータルでのコントロールの役割を担う会議でもございますので、今後は当該庶務も町民税務課において処理をさせていただきたいとして予定してございます。継続して設置させていただいてございます。

○議長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（男澤知樹君） 趣旨等は総務課長申したとおりでございます。会議の主催者は要綱上、副町長の職にある方、者ということで、私でございます。

本議案を上げるに当たってですね、内部でいろいろ話をさせていただいた中で、現下の当町の課題といたしましては、端的に申しますと、税外収入の滞納額が残念ながら増えております。その中でもといえばですね、災害援護資金の返還がなかなか思うに任せないといった状況が実は続いております。

こういったいわゆる債権につきましては、議員御承知のとおり、いろんな手を尽くしてもやむを得ずというところで法的な手続というのも念頭に進めざるを得ないというのが現実でございます。そのために必要な手続に穴がないかとかいった部分、法律に違反していないかとかいった部分につきましては、やはり一定の経験、ノウハウを持った職員が丁寧にその事務を進める必要が当然あるわけでございます。

なので、先ほど総務課長申したとおり、そういったノウハウを持っている職員、あるいはそういう知見を持ってる方とのパイプを持っている職員がある部署において担うことが適当であろうということでございます。

残念ながら、数字申しますとですね、5月15現在で、税外収入複数ございますが、6,000万円弱の滞納でございます。一朝一夕にはいかないんですけども、町民の方々に税の負担を求めている以上ですね、公平性の確保、町の秩序維持のためにはですね、法的な手続も念頭に進める必要があるだろうということで、体制をしっかりと取った中で、町民に説明責任を果たしてまいりたいというための一つの一步でございますので、どうぞ御理解をいただきたいというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 私のほうから、これはやはりこの町民税務課のほうに入れることは本来の姿であろうと、私はこの案には賛成するものです。

そこです、この税外収入と滞納整理ということは一体化するわけですが、非常にこの滞納整理に当たっては心労があります、職員も、ベテランであろうと初任者であろうと。そこで、旧町、旧歌津では、町民税務課の滞納整理の人は手当を頂いていました。今そういう、この南三陸町の町民税務課の中で滞納整理する人に対しては、そういった手当があるのかなのか、その辺伺います。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員、これをよく理解して、議案を理解して質問をしてください。

○9番（及川幸子君） であればですね、ここに言ったことに6,000万の今、町長の6,000万円の税外収入の滞納があるということなんですけれども、それを埋め合わせするためにも、町民税務課に入ったわけで、それらを幾らでも減らすために皆さん努力するわけですが、課の体制、職員体制はどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 冒頭お話しした点にも通ずるかと思いますが、お話いただいた点にもですね、何かこの条例改正によって他の所属、当然、税外収入といったものは様々ございます。トータルとして先ほど副町長からお話のあった滞納といったことが生じてございますけれども、未納、滞納といったことに至る以前に、本来取り扱う所属といったものはこれまでどおり存在いたします。ですので、当該所属におきまして、滞納に至らないように、未納といったものを減らすような努力はこれまでどおりさせていただきます。

その各課のパイプ役も含めまして、町民税務課がトータルとして税外収入の滞納といったものについて着眼していきましようといった見直しでございますので、確かに心理的負担とかといったものがあるかと思いますが、それはそもそも税のほうでも滞納整理といったものを行ってございますし、これに伴って直ちに令和8年7月1日付で職員を増員するかどうか、そういった考えは現段階で持っておりません。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですか。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） そうすると、総括的に町民税務課において、それぞれの税外収入の分は調定その他は担当課で今までどおりやっていくというような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） これまでと現実的に直接に関わってくるとすれば、先ほど来申し上げております徴収確保の対策会議の運営といったものが、滞納対策といったことについては、一番現実的な会議といいますか会合でございますし、対応でもあると。まずはその会議の

運営を担って、最終的にはその会議において出された課題等を町民税務課等が整理をさせていただくということになりますので、それぞれの会計事務といったことについて、これまでと何か大きく変えるといった予定はございません。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第7、議案第2号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第2号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） それでは、細部説明をさせていただきます。

改正条例本文は議案書24ページとなります。

議案関係参考資料は64、65ページを御覧ください。

今回の一部改正条例につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

した者等の特例法が改正されることから、南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例について必要な改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、中長期在留者及び特別永住者、いわゆる当町に住民登録をしている外国人の方が、それぞれ個人番号カードの機能を付加した特定在留カード、特定特別永住者証明書を所持することが可能となりますことから、これら特定在留カード等を利用してコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となるように改正するものでございます。

なお、この改正に伴うその他の住民の方々に対します交付方法につきましては変更はございません。

施行期日につきましては、法律の施行に合わせ令和8年6月14日を予定しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 南三陸町特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第8、議案第3号南三陸町特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第3号南三陸町特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び関係する総務省令の施行に対応し、課税免除

の適用期限を延長するなどすべく必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案書は26ページとなっております。

議案関係参考資料は66ページから68ページを御覧ください。

今回の条例改正につきましては、民間投資促進特区における固定資産税の課税免除に関する改正となっております。

所得税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日付で施行されたことに伴い、既に認定された事業者に限りととはなりますが、東日本大震災の復興特区に基づく固定資産税の課税免除制度を継続させ、引き続き町内での事業継続を支援するため条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、改正前の東日本大震災復興特別区域法を旧復興特区法として規定することと、資材の高騰や調達が困難であった場合など、事業者の責めに期さない理由によりまして令和8年3月31日までに事業供与が行われなかった特定機械装置、これは工場のラインを構成する設備ですとか大型装置のようなものでございますが、これらにつきましては、令和10年3月末まで適用を認める規定を設けるものとなっております。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 1件だけお伺いします。

この特区というのは、大森地区にある水産特区かなと思うんですけども、この今、何社がそこに、多分2社だと思うんですけども、順調な経緯なんでしょうか。

そして、町に対する恩恵として事業とか、あと、住民の働き場の確保、その辺はどのような感じで町にとってプラスになっているんでしょうか。その辺お聞きます。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） こちらの特区に関しましては、実質的民間投資促進特区、こちらはほぼほぼ町内全域が対象となっておりまして、18社これまで実績のほうはございましたので、議員おっしゃる事業者の方もこの該当のほうに入っておると考えております。

これまで震災後からこの特区を利用して課税免除をすることによりまして、かなりの額が課税免除しておりますので、こちらで、確かにおっしゃるとおり、事業の継続がなされておりますので、従業員の方の確保ですとか、その辺には特につながつた事業なのかなと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 今、課長の説明で分かったんですけども、全部で18社ということは、私は水産特区が主体かなと思ったんですけども、そのほかの16事業所ですか、その辺というのは商店街とかそんなところも入っているのでしょうか。その辺をお聞かせください。

そういった特区を受けて、町の水産業の発展に大きくつながっているのは私も分かります。ギンザケの水揚げとかその辺でも大きなプラスになっているし、また働き手がなかなかなくて、皆さんやっぱり外国人からの労働者を使うような方向に今考えているのかなと。従業員も高齢化ということで、そういった今の現状に対して、中心的には水産特区を私は言っていますけれども、その辺の町の支援というのは、まだまだこの課税免除があるんですけども、そのほかに町の支援として、水産特区を取った場合にどういったことがあるのでしょうか。特別なというのでしょうか、そのほかには。支援ですね、町の支援。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） それでは、この特区を利用している先ほどの事業者の内訳でございますが、食品関連産業で14社、木材で1社、船舶で3社となっております。

当課で把握しておりますのは課税免除という形になっておりますので、その他の部分のというのはあるかと思うんですが、ちょっと、まずは課税の免除という部分になっております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 最後に1点だけお伺いします。

前にも町長のほうにも1回、就任に当たって町長にも質問をぶつけた経緯があるんですけども、なかなか今、造船というような形が出ましたけれども、造船所で働き手がないということで、ある社長さんから聞いたんですけども、造船関係の働き手、労働力というのは、私は足りなくて、世の中、日本の流れだと、どうしても外国人労働者というのを視野に入れながら、今後の産業、まあ農業も漁業も全てですが、第一次産業にはその辺が必要だと思うんですが、そういった動きというのは今のところないのでしょうか、町の把握してる状況の中で。その辺だけ最後にお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小野寺洋明君） 町内の事業者においてですね、外国人労働者を採用されている業者はおられますが、造船関係ですか、というところでは把握はしてございませんでした。

確保につきましての支援というのは、今のところ特段これといったものはございませんが、従業員の確保に、募集に対するですね補助制度というものがございます。これは日本人でも、外国人に限ったものではございませんが、募集するホームページの費用ですとか、そういったものの補助制度がございます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 課長、今、募集に当たっての補助制度があるというような話聞いたんですけれども、これも社長さんから聞いたんですけれども、やっぱり募集のチラシを出すのに当たって30万、40万というような高額かかってきた場合に、何%とか町で補助するのがあると思うんですけれども、そういったことをしていかないと、町の造船でしたら漁民の方がなかなか厳しい状況の中で、何とか仕事を進めるためにも造船所の造船に当たって、納期を決めた中で納めなければいけないという仕事がやっぱり主なんだそうです。そういったときに町のこういった補助制度、やっぱり必要だと思います。まだまだ人が欲しいけれども人が集まらないというときには、広範囲に告知チラシをまくとか、そういったのはやっぱり私はこれから必要ですし、あと広報の中でもうたっていったりするというのは、私は必要だと思いますので、その辺、町でまだまだ将来を見据えて取り組んでほしいと思います。

終わります。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） では、私からは1点お伺いします。

今、18社ということをお伺いしました。この制度ですね、来年、再来年まで、10年の3月末まで適用を認めるとありますけれども、これ町の独自の制度なので、国の制度とどのようにリンク、今は町のけれども、国とのリンクも考えられるのかどうか。

それとですね、18社ということで、多くの人たちがこの恩恵を受けて事業を継続しているので、いい事業だなと思いますけれども、その辺お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） お答えいたします。

10年の3月末までの延長につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、大型のラインですとか、そういう大型装置のほうで事業者の責めに帰さない理由によりまして8年の3月30日までに間に合わなかったものがあつた場合に延長になるというものでございますの

で、特段、今、当課においてそういう物件があるというところは事業者のほうから聞いておりませんので、その辺は、延長はするんですが、該当になる部分はないのかなと思っております。

国の制度の関わり方でございますが、こちらはある意味国の制度にのっとってやっておりますので、免除した部分につきましては復興特別交付税で措置されておりますので、国とリンクした制度ということになっております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） それではですね、固定資産税の免除が交付税で返ってくるという説明でしたけれども、それは大体どのぐらいの金額になるのか。その辺お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） 実績でございますが、課税免除した額がそのまま入ってきますので、令和7年度分でございますと約300万円ほどは入ってくる見込みでおります。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですか。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） この固定資産税の評価額という額は、今この300万という額は、震災前の固定資産税の額とは違って震災後の額になっていると思うんですけれども、そう解釈してよろしいのかどうかお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） 評価額につきましては、家屋と償却それぞれございますが、そちらの評価方法につきましては震災前後変わりございませんし、この特区に基づく取得した資産、そちらのその都度評価した金額から出されました課税額のほうを免除しておりますので、変わりはないということでございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例
に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第9、議案第4号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第4号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に対応すべく必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（畠山貴博君） それでは、細部説明をさせていただきます。

改正条例本文は議案書28ページとなります。

議案関係参考資料は69ページから71ページを御覧ください。

現行の条例につきましては、東京23区にある本社機能を当町に事業者が移転した場合に、その事業者の課税免除をすることなどを規定しております。

今回の条例改正につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、特例の対象となる償却資産が限定されたことと、特例期間を延長する必要がありますことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、適用対象の償却資産を所得税法施行令第6条第1号から第3号まで、法人税法施行令第13条第1号から第3号までに規定する範囲に限定いたします。

こちらどちらも同じものが書いてあるんですが、1つが建物及びその附属施設、2つ目が構築物、3つ目が機械及び装置、こちらまでの範囲とするものとなっております。

また、特例適用の期間の延長といたしまして、地方活力向上地域内で特定業務施設、こちらは本社機能を有する事務所等のことになりますが、これらを整備した事業者について、特例適用期間を現行の令和8年3月31日から令和10年3月31日まで2年間延長するものとなっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第10、議案第5号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第5号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、使用料の規定について整理したため必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤正行君） よろしく申し上げます。

議案第5号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして細部説明を申し上げます。

議案書は29ページ、30ページ、議案関係参考資料は72ページ、73ページとなります。

本条例改正につきましては、6月からの診療報酬改定に合わせ、当該条例について精査した結果として2つの使用料を削除するものであります。

順に御説明申し上げますので、議案関係参考資料の72ページを御覧ください。

新旧対照表の現行欄、180日を超えた日以後の入院に係る患者負担額につきましては、一般

病棟入院基本料等を算定する保険医療機関が対象となるものでありますが、本院の一般病棟は、ただいま申し上げました一般病棟入院基本料ではなく、地域包括ケア病棟入院料を算定しておりますことから、この使用料の対象外となるため、これを削除するものであります。

次に、その下段、長期収載品の選定療養に係る患者負担額についてであります。こちらにつきましては、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品のある先発医薬品を患者が希望した場合における特別の料金を規定したものであります。

今般の診療報酬改定により患者負担額が4分の1から2分の1に変更となったところでございますが、この患者負担の割合、そして具体の算定方法等につきましては、全て厚生労働大臣が定めておりますことから、本条例での規定は必要がないため、これを削除するものであります。

なお、これら使用料の削除による病院経営への影響はございません。

最後に、条例の施行日は本年7月1日からとし、施行日以後の診療からこれを適用するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） この条例に直接の関係ではないんですけれども、関連でお伺いしたいんですけれどもよろしいでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） いや、関連は駄目です。この議題に沿った形でお願いします。

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長（菅原辰雄君） 日程第11、議案第6号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第6号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和8年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議案第6号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の31ページ、細部につきましては議案関係参考資料74ページ及び75ページを参照願います。

まず、議案書の31ページ、契約の目的は、令和8年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事でございます、契約の方法は制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額は1億1,748万円、契約の相手方は株式会社阿部伊組でございます。

次に、議案関係参考資料の74ページを御参照ください。

工事概要についてでございますが、施工延長L＝10メートル、本体工V＝283立米、上部工V＝389立米、根固ブロック製作・据付が5個、被覆ブロック製作・据付が19個、消波ブロック製作・据付が23個となります。

議案関係参考資料の次のページ、75ページを御覧ください。

平面図でございますが、既に施工済の部分を黒着色、今年度施工分を赤着色で表記しております。

全体計画延長70メートルのうち、令和8年度分として防波堤10メートルと消波ブロック設置を施工するものでございます。

次に、標準断面図でございますが、防波堤本体は幅11.8メートル、高さTP4.9メートルとなっておりまして、図面左側の港外、港の外側に消波ブロックを設置するというものでございます。

工事期間につきましては、令和9年2月26日までとなっております。

参考資料76ページには工事請負契約書の写しを添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君）　ここで昼食のための休憩といたします。再開は１時10分といたします。

午前１１時５９分　休憩

午後　１時１０分　再開

○議長（菅原辰雄君）　休憩前に続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２　議案第７号　工事請負変更契約の締結について

○議長（菅原辰雄君）　日程第12、議案第７号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉　啓君）　ただいま上程されました議案第７号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和７年度町道横断１号線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君）　担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君）　議案第７号工事請負変更契約の締結について御説明をさせていただきます。

議案書の32ページ、細部につきましては議案関係参考資料77ページ、78ページを参照願います。

まず、議案書の32ページ、契約の目的は、令和7年度町道横断1号線道路改良工事でございます。契約金額は変更前が1億4,110万8,000円、変更後が1億4,538万7,000円で、427万9,000円の増となっております。

契約の相手方は菱中建設株式会社石巻支店でございます。

次に、議案関係参考資料の77ページを御参照ください。

変更の概要についてでございますが、掘削工及び法面工が増、舗装工及び区画線工が減となっております。

次のページ、78ページを御覧ください。

掘削工が4,210立米から6,870立米に、モルタル吹付工が441平米から575平米に、鉄筋挿入工が208本から252本にそれぞれ増となっており、掘削工につきましては、過年度に事業費の関係から残工事となっていた分を施工したものでございまして、この土工部分にモルタル吹付工と鉄筋挿入工を行ったものでございます。

一方、排水構造物工は471メートルから408メートルに、舗装工及び区画線工は皆減としておりまして、これにつきましては、起点・終点部にございますN T T柱が重量用線ということで、移設に時間を要しておりますことから、今回の工事から除いて電柱移設後に別工事にて実施することとしたものであります。

工事期間につきましては変更がなく、令和8年6月30日までとなっております。

参考資料79ページには、工事請負変更仮契約書の写しを添付させていただいております。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） では、1点お伺いします。

現在は工事の原材料費の高騰が年々続くわけですが、ここの1号線は、今後、何年ぐらいまでかかるのか、見通しがありましたらばお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 横断1号線につきましては、全体で2期に分けて工事を行っておりまして、この7年度までが基本的には、次の残工事もありますけれども、そこまでが1期工事ということで一旦終了ということになります。

今年度から２期工事に向けての設計、取り組みまして、来年度、それ以降からは補償ですね、用地買収等を進めて、令和10年度頃からの工事という流れを考えております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○９番（及川幸子君） この道路、１号線は、何十年来からの、これは懸案事項であって、何をさておいても１号線を先に綱引きしないでやりましょうということが前々から言われていたことなんですけれども、来年度から２期工事と いうことなんですけれども、秋目川の橋があるわけなんですけれども、その手前までが２期工事で作るのか、どこまでやるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 路線としては、今の小森にある熊田橋ですね、あの部分までが基本的には横断１号ということになるんですけども、橋をどういうふうに付け替えるのか、場所も含めて詳細設計の中で検討を進めていくということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○９番（及川幸子君） 熊田橋、またあれも欄干がなくて、ずっと何十年来、危ない状況で現在も過ごしているわけなんですけれども、やはりあの橋も、あの上流まで津波が乗ったんだから、本来ならば復興事業でやるべきものじゃなかったのかと、今でも自分の中にはあるわけなんですけれども、それを架け替えするのかもしれないかというのは、まだ２期工事に入っていないという解釈でよろしいのでしょうか。それも含むのかどうかということを再度お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） そういう架け替えも含めて設計を進めるというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅原辰雄君） 日程第13、議案第8号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第8号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和7年度歌津中学校大規模改修工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議案第8号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の33ページ、細部につきましては議案関係参考資料80ページ、それから81ページを参照いたします。

まず、議案書の33ページ、契約の目的は、令和7年度歌津中学校大規模改修工事でございます。契約金額は変更前が1億8,285万3,000円、変更後が1億8,802万3,000円で、517万円の増ということでございます。

契約の相手方は山庄建設株式会社でございます。

次に、変更の概要についてでございますが、議案関係参考資料の80ページを御参照ください。

建築工事において、特別教室等の手すり改修、職員玄関の扉改修、教室の引き戸修繕、職員室の天井張り替えなどを追加し、交通誘導員などを減とするものでございます。

次に、81ページを御覧ください。

主な変更内容として、特別教室バルコニーの手すりでございますが、経年劣化により腐食が進んでおりますことからアルミ製の手すりに改修するものでございます。

また、職員室玄関については、こちらも経年劣化でゆがみが生じ、密閉性が損なわれていることから、今回改修することとしたものでございます。

教室引き戸につきましても、経年劣化でガラスを固定するゴム材が劣化しておることから、戸車を含めて修繕を行うものです。

また、職員室の天井については、当初10平米程度の修繕を予定しておりましたが、現地確認

後に全面的な劣化が見られたことから張り替えを行うものとするものです。

今回の大規模改修工事につきましては、外壁の補修など主に建物本体を中心とした大規模改修工事となっておりますが、経年劣化により設備が老朽化したものも多く、今後長く使用していくために必要な改修を追加するものでございます。

資料82ページには工事請負変更仮契約書後を添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） それでは、質問させていただきますが、まずこの大規模改修工事については順調に進んでこられたという理解でよろしいでしょうか。もう工期が最終段階という見方かと思うんですけれども、順調に進んできたかどうかの見方ですね、ちょっとそれを教えていただきたいのと、あと、今説明ありましたとおり最終段階でこの変更契約で増額になりましたけれども、この内容については、ちょっと再度確認の意味合いでお聞きしますが、もともと予定されていなかった工事が追加されたものであるのか、その点ですね、お示しいただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 現在の進捗でございますが、5月末で80%強というところでございます。最終的には8月末でございますので、夏休み中には何とか終わらせるように頑張ってみりたいというところでございます。

それから、今回の追加でございますが、先ほどの説明でもちょっとお話しさせていただいたんですが、基本的には躯体、いわゆる建物本体を中心として今回の改修工事というものを計画したんですけれども、実際現場に入っておりますね、改修工事をしつつ、経年で劣化したものが多く見受けられるということでございますので、今回の本体工事に合わせて設備のほうの改修も追加をさせていただきたいという内容でございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

それですね、現場のほうの状況としては、今、全国的にも大分ニュースになっているかと思うんですが、中東情勢の影響ですね、資材の高騰はもとより、いろんな形で建築業者さんだけでなく塗装業者さんであるとかその関連業者さんですね、大分苦しいという声も報道では上がっているんですが、この工事に、現在の工事について影響してるという声は当局

のほうに届いているんでしょうかという部分で、ちょっと状況をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今回の改修工事の主な工種の一つに外壁の補修というものがございまして、外壁を基本的には掃除をして、削れている部分は補修をして、その上で塗装をするという大規模な工事があるんですが、そちらのほうについては既におおむね終わっております。今、シンナーの類いですとか、そういうもので塗装が非常に苦しいという報道も見ますけれども、今回の工事については影響がなかったという状況でございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 影響なかったということで、その部分についてはちょっと安心する部分かなというふうに思いますが、とはいえ今後公共工事もいろいろ続いていきますので、いろんな形で影響が出た場合はですね、いろいろ対処方法は考えなければいけないかなというふうに思っておりました。

最後お聞きしますが、交通誘導員さんが減少ということは、これはもう安全対策としては減少させてもいい状況であるかどうか、その点、最後、確認したいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 我々の当初の設計としては、教室棟と反対側に特別教室棟があって、両方から人が出入りできるようなイメージで両方に誘導員さんを配置させていただく考えだったんですけれども、学校側さんの御配慮によりまして、基本的には特別教室側からの人の往来というものはしないでくださいねということで学校側の配慮がございましたので、そこらにはほとんど警備員を配備する必要がなかったということで、今回は減にさせていただいたというものでございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 財産の取得について

○議長（菅原辰雄君） 日程第14、議案第9号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第9号財産の取得についてを御説明申し上げます。

本案は、本庁の職員が使用する庁内LAN端末の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） それでは、議案第9号財産の取得について細部説明をさせていただきます。

議案書は34ページ、議案関係参考資料につきましては83ページ、84ページとなります。

説明については、議案関係参考資料の83ページに沿って御説明をさせていただきます。

初めに、業務名につきましては、令和8年度南三陸町庁内LAN端末購入業務となりまして、業務の概要は、庁内LAN端末、いわゆる役場の専用ネットワークにつながった業務用のパソコン、こちら160台と付属品のマウス160個の購入ということになります。

今回の購入に関しましては、現在リースにて使用しておりますパソコンが今年の12月をもって契約期間が満了となることから、CIO補佐官などを交えまして、リースと購入の経費比較や必要なスペックなどについて調査を行いまして、その結果を基に購入に切り替えることとしたものでございます。

パソコンの仕様につきましては、ノート型パソコンで、画面サイズは15.6インチ、OSはWindows 11 Proを搭載しておりまして、容量につきましては16ギガバイトの仕様といたしました。

入札方法につきましては、指名競争入札として、資料の5にございます記載の3社が参加をいたしまして、入札の結果、株式会社ナリサワが落札しております。

参考といたしまして、84ページに売買仮契約書の写しを添付しておりますので御覧いただければと思います。

続いて、6番予定価格につきましては6,814万1,300円、このうち財産取得分設計額につきましては6,037万4,400円、入札の結果につきましては、8に記載のとおりで落札額は1,568万円となりました。

納入期限につきましては、令和8年10月30日までとしております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） それでは、私のほうから1点お伺いします。

今まではリースということで、リースと買取りと両方を積算したということなんですけれども、リースの場合幾らだったのか、買取りの場合こうなんですけれども、そこで入札価格が最低と最高でかなりの開きがあるわけなんですけれども、これは入札だから致し方がなく、安いほうを取った額になりましたけれども、買取りにした場合は、年数がみんなで使う限り、買取りだからいつまでも使えるわけなんですけれども、使えなくなっておのおのパソコンが同じく10年使えるというものでないと思うんです、その使い方によっては。そうした場合どうするのかと、それから、リースの場合、同じ例えば10年なら10年使って、リース後の下に出すとか、その契約を終わったときの下取りした場合はゼロだったのか、幾らだったのか、その辺お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 初めに、購入した場合とリースの場合の差額になりますけれども、こちらのほうで調査した結果では、リースのほうが1,300万ほど高額になるというような調査結果となりました。

それから、今回は購入になりますので、万が一ですね、使用の途中で故障等が生じた場合には、保守期間に関しましては保守の契約の中で修繕しますけれども、それ以降につきましては、修繕費用が独自で必要になるという状況になります。

ただですね、現在もリースしておりますけれども、今、長いところで7年ぐらい使っているのがありますが、故障というのはですね、ほとんど今のパソコンのスペックではないのかなと。現状ですね、そのような故障が頻発しているというような状況はございません。

それから、下取りということなんですけれども、これはリース契約ですので、リース期間が終了したら返却するというような形になります。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君）　そうするとですね、今の購入した場合ですね、ノートパソコンということなので、自宅にも持ち帰られるわけなんですけれども、そういうことって可能なのか。そして、もちろん異動の場合は、その異動先の行ったところで使うわけですから、その辺は変わらないと思うんですけれども、買った場合の耐用年数、それはどの程度見込んでいるのか、全体で、その辺伺います。

○議長（菅原辰雄君）　企画課長。

○企画課長（宮川　舞君）　現在もですね、ノートパソコンを使用をしております、こちらはですね、自宅に持ち帰れるかということなんですけれども、セキュリティ上の問題から、そもそも現在も自宅への持ち帰りは行っておりませんし、基本的にはデスクから持ち帰れないようにロックをかけてあるような状況になっておりまして、そのロックのキー、鍵につきましても管理職がそれを管理しているというような状況になっております。

それから、耐用年数、何年ぐらい使えるのかということかと思うんですけれども、基本的には5年ほどと言われておりますけれども、やはり今のパソコンは非常に性能もいいので、実際に今現在リースしている部分もですね、当初5年のものが、今、7年まで延長して使っているような状況ですので、基本的には5年をめどにと考えております。

○議長（菅原辰雄君）　及川幸子議員。

○9番（及川幸子君）　基本的に5年ということなんですけれども、リースの場合は、説明では7年、今使っているということなので、それ以上使えるものと判断いたします。

リースの場合の会社と現在の買取りの場合の会社が全然違うと思うんですけれども、それはその解釈でよろしいでしょうか。リース会社と今度の。

○議長（菅原辰雄君）　企画課長。

○企画課長（宮川　舞君）　現在のリース契約の会社と今度の購入する会社とは異なります。

○議長（菅原辰雄君）　後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君）　契約の金額についてお尋ねいたします。

工事とはちょっと違いますから、表現が適切かどうか分かりませんが、落札率みたいなことと言いますと、25%ぐらいですよ。160台は、恐らく何でしょう、スペックにばらつきがあるものではなく、大体同じような、同じようなというか、全く同じなんじゃないかなと思っているんですけれども、ですよ。となれば、1台当たりの単価というのは、単純に1,700万を160で割ればいいので、10万円程度なのかなというふうに思うんですけれども、同型のものを例えばネットとかで調べてみると、価格相場はもう少し上だろうなと思いますし、そこを

考えますと、そもそもの予定価格というのは一体、1台37万ぐらいなるわけですよね。どういう、何でしょう、こちらが予想していた金額、予定していた金額と実際に購入する金額が4分の1で買えるというのは、企業努力と言ってしまえばそれまでなんですが、どういった事情があったのか、こういうのはよくあることなのか、ちょっと御説明いただければなというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 今回、予定価格6,814万1,300円としておりまして、これにつきましてもですね、市場価格であったり、それからメーカーの標準価格、それと過去の調達実績など、それぞれですね、勘案をいたしまして、適正に積算を行いました。

これに対しまして、落札価格が1,568万であった、大幅に下回ったというこの理由なんですけれども、やはりどうしてもそのパソコンなどの情報機器というのはですね、市場価格の変動がこちらの想像以上に大きいと言わざるを得ない状況なのだと思います。

またですね、メーカー側の販売計画であったりとか、直後に新製品が出るであったりとかそういうタイミングですとか、それから在庫の状況、仕入れの状況などによっても大きく変動する結果が今回であったのかなと言えます。

今回はですね、業者側におけるちょうど流通のタイミングと、南三陸町がこの製品を求めるその在庫数というのがタイミングよく合致したというような状況でございまして、議員おっしゃるように、よくあることではないだろうというふうに考えております。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 売る側と買う側の商取引のようなものですから、これでいいですよと言われれば、ああそうですねという話で、それ以上でもそれ以下でもないというふうには思うんですけれども、あまりですね、その金額に開きがあると一体どういう動きがあったのかということをやっと懸念をする、したところがございます。

であれば、今お話の中では特段何か今までのやり方と違ったことをしたとかそういうことではなく、偶然の産物であったり、その業者さんの努力であったということ以外に要因はないということではよろしいのか、もう一度だけ確認したいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） そのような結果となります。

なおですね、やはり安価に購入が可能となりましたので、やはり心配される部分はその中身、製品のスペックなどだと思うんですけれども、こちらに関しましてはしっかりと我々も確認

を行いまして、そもそも町が求めているその仕様の条件は100%満たした製品になっております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回の新しいパソコンを入れることによって、仕事の効率というんですか、そういったことが図られるのか、要はIT化、それに向けてなんですけれども。

あともう1点は、パソコンですのでお聞きしたいんですけれども、行政においてAIの活用というか、どのように考えてるのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 仕事の効率化ということなんですけれども、今回、現在使っているものと、今回購入したものでですね、効率化といいますと一番大きいのはメモリの差になります。これまで8ギガバイトだったものを16ギガバイトに大きくしておりまして、効率化という意味ではですね、非常にこれを倍にしたことでパソコンの動作が快適になると、スピード、速さでいえば、これが快適になるのが一番の変更かなというふうに考えております。

それから、AIの導入ということなんですけれども、今、一部ですね、会議録の生成などでですね、そういった部分で導入を今年度、間もなくですね、実際に導入される予定になっております。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、私からもお尋ねします。

購入については内容分かりました。

あとですね、その中身的な部分、ちょっと確認したいと思うんですが、国のほうでは自治体の情報システムについて標準化を進められてるというふうに思うんですが、今回の購入については、いろんな標準化といってもいろんな要件、いろいろ様々あると思うんですが、それとある程度合っているかどうかですね、ちょっと専門用語をここで並べると難しくなっちゃうので項目という言い方にしていますけども、そういった対応というのは十分行った上で、皆様が使用されるその端末については、購入というふうになるのかどうか、その点ちょっと確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） おっしゃられるその標準化というのは、基幹系のシステムの部分

ですので、それらを使うパソコンにはそのシステムを導入してというような形になりますので、端末自体は一律の形で購入しております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。違う機会にちょっとまた詳しくいろいろお尋ねしたいと思いますが、更新時期については、先ほどおおむね5年ぐらいというのがまず一旦目安になっているということですけれども、そうすると、何でしょう、一応目安ではありますが、具体的なその更新の計画というのはあるのか、そもそも、何でしょう、ちょっともうそろそろ変えたほうがいいんじゃないかという判断で、また次回ですね、変えられるのか、ちょっとその辺の考え方、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） やはりですね、一般的に市場では5年程度と言われているので、そこが一つの指標になるかなとは思いますが、先ほども申し上げましたとおり、実際には7年ほど使用しても問題ないということですし、さらに今回購入となれば、長く使えば使えるほど町の財政にとってもいいことですので、そこが可能な限り、7年たったからということではなくてですね、活用していければと思っております。

ただ、今、役場の中にですね、約300台ほどのパソコンを使っております、今回はそのうちの160台になります。残りもですね、いずれそのリースの更新期というのがあるんですけれども、議員おっしゃられるようにですね、今後その購入なのか、はたまたその時々によってリースのほうがいいのかというのもですね、一時的に大きな財政負担にならないようにですね、一定程度、ちょっとその時期を計画的にですね、進めていければということで、現在検討をしているところです。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

最後にお尋ねしますが、先ほど、メモリが倍になることで飛躍的に恐らく作業効率というのは上がるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺は効率化という部分では大事なというふうに思います。

あとですね、Windowsが11になっているということで、そうすると、いろんな中身に入っているソフト、アプリケーションについても、またちょっと仕様が若干こう変わるというかですね、今まで使っていた、何でしょうね、操作の仕方からちょっとまた若干ちょっと変わるというのが、多分この更新にも入ってくると思うので、そのあたり、使う側の職員の

皆様のスキルですね、結局、購入しても、結局何でしょうね、これ使えないからというふうにはならないように、対策していかなければいけないという部分はあるとは思いますが、そのあたりの、何でしょうね、スキルアップみたいな対策というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 今回ですね、現在使っているリースもですね、実はWindows 11になっておりますので、今回、Windows 11 Proになりますけれども、そう大きな動作の混乱はないかなというふうに思います。

ただですね、やはり議員おっしゃられるようにスキルというのはやっぱり向上していくべきだと思いますので、近年は本当に若い職員はそもそもがそういったことが得意ですし情報を持っておりますけれども、そこは課の中とかでもですね、様々情報共有しながら進めていけるように検討してまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 三浦清人議員。

○11番（三浦清人君） 指名競争入札で、先ほど8番議員もね、質問したんですが、素朴な疑問といいますかね、6,800万の予定価格1,500万で、正式には1,700万消費税混ぜてね。いっぱいもうかったみたいな感覚に取られがちですね。予定価格っていうのは一体何を基準に出したのかな。お話を聞くと、メーカーが普通販売するに当たっての価格を予想してということで出したんだということですが、私から感じることはですね、新型が出て古い形のものが売れ残って在庫を処分するための値段なのかなというようなね、うがった考え方で質問するわけですがね、そういうふうな感じをいたしておりますが、ただ、先ほど課長の話だと町が希望するというのですかね、性能といいますか、その機械のね、が十分なっているというふうなお話ですが、どれほどの性能なのか私分かりません。町のほうでどなたが十分だという判断をしたのか、もっともっと、もっと性能のいいのが必要だったと後でね、そういうことが起こらないのかなという疑念といいますかね、思いがありますので、その辺のところを、私のような古い人間はあまり分かりませんがね、機械のことは。分かりやすいように説明をしていただければというふうに思いますし、こういった機械の購入の際の予定価格がある以上は最低価格は設定しなかったのかなと、そんな思いいたしております。ないんだろーと思います、この結果を見ますとね。一番安いところで落札というやり方だったんですが、最低価格を持たなかった理由として皆さんに説明ができるのであればお願いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） それでは、私のほうからは初めの御質問のほうなんですけれども、確かにこれぐらいの金額の差がつくと、私たちもですね、落札後、相当予定よりも下がったなという感覚は受けたんですけれども、その後ももちろんそのメーカー、業者等にも確認をいたしました。先ほどお話にございましたような売れ残りということではなくて、これは様々その時々で持っているそのバージョンの機能のランクがあるんですけれども、それに付きましても、こちらが求めているものに合致しているということです。それから、そういった業務の質を下げるような、そのような影響も、現在この製品については認められないというような状況でございます。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 今般の入札結果におきまして、事実として相当の乖離があるといった結果を受けましての御質問でございます。

御指摘のとおり、いわゆる落札率といたしますと25%を下回るような形で、約23%程度となっております。

仮にこの事案、事案といいますか付議事件が建設工事でございますれば、低入札価格調査委員会における調査の対象となるところでございますけれども、本件は建設工事でございますことから、ルールとすれば当該調査の必要は求められていないということがまず前提として存在いたします。

また、御指摘のいわゆる最低制限価格につきましては、本件入札につきましては指名競争入札といった形で執行させていただきました。これも現行のルールに過ぎない形にはなりますけれども、財務規則上、最低制限価格の設定につきましては、工事または製造の請負について一般競争入札に付する場合において履行を確保するため必要がある場合に設けることができるといったルールとなっております。そういったことから今般の入札の対応に照らしまして最低制限価格の設定はいたしていないということになりますけれども、そもそもとしてこれは現行のルールでございますので、当該ルールが未来永劫是であるかとか、そういった点については逐次検証等は必要なんだろうといった考え方は持っております。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 何点かお聞きしたいと思います。

今、議会と執行部の議論の中で、企画課長からデータいろいろ出てきたんですけれども、今回入れるパソコンがWindows 11、11ということは最新だと思うんです。最新で、基本

的には、前の古いパソコンから新しく11、最新入れるんですけども、今度の11というのは大体何年ぐらいもつのか、その辺、確認したいのでお願いします。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 申し訳ありません、OSの更新、次にいつ新しくなるかというのは、ちょっと私のほうでも分かりかねます。もしかしたらパソコンの機器ということでしょうか。パソコンの機器ということでしたら、先ほど来お話ししておりますとおり、基本的には5年程度を考えております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） パソコンそんなに詳しいわけじゃないんですが、震災後に、うちでもWindows 7入れたんですけども、5年か6年ぐらいでもうこの新しいソフトが入れないということでWindows 10にしました。そして、Windows 10にして7年ぐらいたって、Windows 10も古いのでWindows 11ということで今入っていますけれども、大体1台当たり単体で入れたので金額のほうは大体23万ぐらい、そしてギガ数も大体スピードが倍になったんですけども、それでも5年よりはもつと思うんですけども、普通のパソコンの使用期間の課長が言う5年、5年たったら新しい変えなければいけないというような話なんですか、今回のパソコン160台整備ということに関して、また5年たったらまた新しいのを入れていくというような町の考えなんでしょうか、その辺だけお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 先ほど来お話ししている5年というのは、物理的な耐用年数でありまして、今回、購入、リースではなくて購入になりますので、5年以降もですね、故障等がなければそのまま使い続けられるといったところですので、それが果たしてどこまで使えるかというのは、ちょっと私のほうでも明確には答えられません。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 機械が故障するまで永遠に使えるかといえば、使えないと、限られた期間の中でまた再度購入しなければいけない、これが待っているんだと思います。

やっぱり機械なので、使う方とか、あとそのときの状況か何かでいろんな問題がパソコンにはもう起こってくると、ウイルス関係とかね、その辺を加味しながら考えて今の状況、そして、入替えの時期も間違いなく来るので、その辺も考えながら、こういったパソコンとか、こういったネット回線はもうしっかりやっていかないと後で困るのは町だと思うので、その

辺ひとつよろしくをお願いします。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 財産の取得について

○議長（菅原辰雄君） 日程第15、議案第13号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第13号財産の取得についてを御説明申し上げます。

本案は、町立小中学校の児童生徒が使用する教育用タブレット端末の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） それでは、議案第13号財産の取得について細部説明をさせていただきます。

追加提案の議案書1ページ、同じく追加提案議案関係参考資料、こちらも1ページを御覧いただきたいと思います。

本件は、GIGAスクール構想第2期の開始に当たりまして、町立小中学校の児童生徒が使用する学習用タブレット端末につきまして、更新、取得をするものであります。

今回のこの更新に当たりましては、端末本体の購入に加えて通信サービス提供、端末管理、保守サポート等の運用に係る役務を含めた一体的な契約方法により実施することとしております。

本議案で御審議いただく対象といたしましては、このうち端末本体及び附属品の購入部分となります。

議案関係参考資料に沿って御説明をいたします。

業務名は、南三陸町教育用タブレット端末等調達及び通信サービス等導入業務です。

業務概要ですが、教育用タブレット端末等備品の購入でありまして、タブレット端末、iPad A16を708台、付属品といたしまして、ハードウェアキーボード付きカバー、USBタイプCステレオミニ返還アダプタ、タッチペン、画面保護フィルムをタブレット端末と同数購入いたします。

契約方法についてであります。見積徴収による随意契約、当初、3社による指名競争入札を行うこととして進めておりましたが、このうち2社が入札辞退したことにより、残る1社の見積徴収ということになります。

見積開封日は令和8年5月27日、見積業者はNTTドコモビジネス株式会社東北支社、予定価格は1億3,941万9,000円、うち財産取得分の設計額については7,244万436円です。見積開封結果につきましては9,624万円です。

納入の期限につきましては、令和8年10月31日としております。

議案関係参考資料2ページには業務内訳明細書を添付してございます。

この中でナンバー1のiPad A16からナンバー5の画面保護フィルムまでが今回議案の対象としている財産の品目ということになります。

次ページ、3ページには仮契約書の写しを添付してございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） すみません、タブレットですよね、タブレットの取得について。

児童生徒が使う、教育に使う分のタブレット端末を購入するということでありますけれども、私のほうから財源についてお伺いしたいなと思います。

補正を組んだわけではなくて当初予算で当初から計上されていた予算を使用してということだと思いますけれども、当初予算書を見ますと、例えば情報端末の取得に係る予算として8,491万5,000円だったと思いますけれども、そういった金額が計上されておりました。

これ、要は国のGIGAスクール構想等にのっとって進めていくわけですから、町の持ち出しというのはあまり多くないのかなと思っておりますが、国の補助であるとか、補助率であるとか、そういったものがどれぐらいなのか、一度御説明いただきたいなということが一つ目。

それから、この708台ということですが、これで全て足りると、これで全部ですということなのか伺います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） まず、財源についての御質問でございましたが、今回、財産に係る部分、端末、それから付属品の見積額が6,054万7,000円ということになっております。

これについては、当然ながらですね、1台当たりの単価掛ける購入台数分ということになりますけれども、国の補助に関しましては、1台当たりの単価を5万5,000円を上限といたしまして、そのうち3分の2を補助するといった内容となっております。

6,054万7,000円が見積額でございましたので、その計算を当てはめますと、国庫補助において2,596万円が補助されるといった形になります。

それを差引きいたしますと、町の持ち出し分に関しましては3,458万7,000円ということになります。

それから、タブレット端末、今回の購入で全てかといったお話ございましたが、今回の部分、購入の部分に関しましては、児童生徒の端末機、それから、予備機分を含めての購入となっております。教職員分に関しましてはここに含まれてございません。教職員分につきましてはまた別途、今年度の中で購入予定ということにしておりますので、今回は児童生徒プラス予備機の分ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） そうしますと、タブレットは必要だと思っておりますし、何でしょう、うちの、当町ですね、児童生徒だけタブレットなしだというわけにはいきませんし、これは用意して、それに係る経費というのは当然必要な経費だというふうに思っておりますけれども、国の補助は、要は議案書であれば契約金額のうち取得価格と書いてある部分が物とし

ての値段だから、そのさらに3分の2ですよ。3分の2という割には半分ぐらいしかないから、ちょっと計算がね、いろいろ難しいんだろうなというふうに思いますけれども、そうすると町の持ち出し分はあるし、契約金額から取得価格を除いた分というのはこれまた町の持ち出しだという理解でよろしいのかなというふうに思います。

さらに台数もこれで全てではなくて、職員分は対象外であると。これ職員皆さんのタブレットというのはいつ購入するのか、それに対しての国庫補助はあるのか、お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 当初はですね、児童生徒分と教職員含めて全体で購入する予定でございましたが、当初予算の成立後にですね、この昨今の物価高騰を受けまして、その端末自体の値上がりがされるといった情報がこちらに入ってきておりました。1台当たりですね、1万を超える額で値上がりをするという情報が入ったものですから、それを反映させて設計を組みますと、予算額、当初で取った予算額をオーバーするということで、今回取りあえずといいますか児童生徒分のみを購入させていただいたといったところでございます。

当然、児童生徒分の、この今回の入札見積りは、設計額より下回っておりますので、現状の中では当初予算の中で教職員の追加分も購入できるといったところでございますので、なるべく早めに教職員分につきましても手続を進めていきたいというふうに考えております。

児童生徒分が10月末の納期でありますので、一応、それと同時期を目指していきたいと考えておりますけれども、状況を注視しながら進めていきたいと思っております。

教職員分に係る補助についてはございません。あくまで児童生徒分に加えて予備機の分に対する補助ということになります。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 分かりました。

全体と、計画として確認したかったのは、必要としていた当初の設計、当初予算の段階で必要としていた分は今後も確保できる見通しではあるということですね。そのお答えをいただきましたかというところでありますし、もう一つですね、これ町長にお伺い、お伺いというか、お願いといいますか、子供たちの教育のためにタブレットを使うわけですよ。当然先生も同じものを持っていないと指導できないわけですよ。そこまでセットでのGIGAスクール構想であるでしょうし、今後の教育の在り方だと思うんですね。

けれども、子供の分は国で面倒見ますけれども、大人の分は自分で買ってくださいというのは、一体どういう了見なのかというのは、個人的に単純な疑問として持ってしまいます。で

すので、ただ、今はそういう補助はないですよと、国の予算は決まってるわけですから、今後ですね、今後というかタブレットをずっとこれからも使っていくんでしょうし、やっぱり学校教育の現場で使うものはやっぱりある程度国で面倒見ていただくのが私は筋ではないのかなというふうに思いました。それについて町長の考え、教育長の考えがございましたら伺って終わりしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 私も全くそのとおりでというふうには思っております。

恐らくですね、文部科学省、いろいろ事情あるんだと思います。危うく本音を言うというところでした、ごめんなさい。

この辺ですね、多分政治的な話になるのかなというふうに思いますので、そこは折を見てですね、要望をさせていただきたいと思っています。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 私からは1点、今、前議員の話で分かりましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

それで、先生方のは時期を見て、今の時期から外れるというんですけれども、やはり前回も一緒に購入したもんですから、年度をなるべくまたがないで一緒に購入できるような、そういう体制取ってもらいたいと思いますので、くれぐれもその辺は、次期更新するときもまた違った時期になってしまったりしないように、ぜひ同じ年度でやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 教職員分の追加する分に関しましては、年度をまたぐということはございません。教職員分、今、140台といったところで見ております。これについては、児童生徒分と同時のタイミングにはならないかもしれませんが、そこからそれほどその時期を置かずに購入できるといったところを目指して進めてまいりたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回このように追加提案だったわけなんですけれども、これ最初に議案として入らなかったというか、その理由というんですか、そのところをまず第1点伺いたいと思います。

あと、現在生徒が使っているタブレットの処分というんですか、引取りというんですか、それはどのようになっているのか、その辺も伺いたと思います。

あと、取りあえずその辺で。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） まず1点目でございます。今回、追加提案といたしまして出させていただいたんですけれども、そうなった理由といったところでございます。

最初に説明のところで少し若干触れたんですけれども、一番初めは3社による指名競争入札でスタートをさせていただきました。5月20日に入札を予定をしておったわけなんですけれども、このうち2社が入札を辞退するという事で連絡がございました。そのまま、ただそれを受けてそのまま走るというよりは、やはりその仕様の部分について変更をしてということで、一度リセットという形で、改めて入札をするといったところで、時間が少し要したといったところでございます。

それを受けて2回目の入札ということで御案内を差し上げたところでありますけれども、さらにその2社につきましては、同じように再度入札の辞退といったところがございましたので、その経過の中で時間を要して、今回の追加提案となったといったところでございます。

それから、2点目の処分、端末の処分に関しましてですが、さきの議会においても若干御説明をしておりますけれども、当初予算においてこの引取りの歳入の部分で計上をさせていただいております。教育委員会事務局の中でもですね、今、そのやり方といいますか、その部分に関しては精査中であります。現在の端末が10月末まで使えることになりますので、もう少し時間がありますので、そこは精査をしていきたいと思っております。

いずれにしても信頼できる業者にですね、お願いをしたいと思っておりますので、その仕様の立て方とかそういったものにつきましては、情報をこちらでも収集しながらですね、進めていきたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 2度入札を辞退したという、そういう、何ていうんですか、理由とか原因、それが、もし伝えられるのであれば。私思うには、思うというか、想像なんですけれども、例えば、今回この資料にある6番から11番の、そういった通信関係にあるのかなとか、そういう思いもしているんですけれども、もしお答えできるようでしたら、この2度の辞退になったという要因ですか、それがお分かりでしたら伺いたと思います。

あと、使っていたタブレットの処分というか引取りに関しては、10月まで使えるということ

なんですけれども、これ先ほど課長答弁あったように、信頼できる業者にということなんです。が、ちなみに町内の電気屋さんにもパソコンに詳しい電気屋さんがあるみたいなので、そういったところでも活用というか、引き取っていろいろできるのかどうか、その電気屋さんやるかやらないか分からないんですけれども、そういったこともできるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 辞退の理由に関しましてですが、直接の理由というのはこちらではっきりとした部分は言えないんですけれども、その２社からの質問書を頂きます。質問書にもいろいろな部分に関しましていろいろな質問があるわけなんですけれども、その中で、例えば、こちらで仕様で示している電波の安定性とかを含めた基地局の何キロ以内にといったところ、そういった仕様もあります。それ以外にも、当然、仕様という部分はいろんなところからあるんですけれども、そういったところを、最終的に仕様を変更したといった部分は、そういった事実がございます。２回目の入札辞退に関しましては、この理由というのはこちらのほうではつかんでおりません。

それから、処分の引取りに関して町内の業者でも可能かといったところでございますが、今、こちらでいろいろと調べている範囲の中では、例えば、例えばといいますか、リサイクル法の許可であったり、それから、当然、データの消去の部分であったり、その２点をクリアできる業者が絶対条件なんだろうなというふうに思っております。そうしたことを考えますと、なかなか町内の業者ではそういった業者は見当たらないんだろうなというふうには、今、認識はしているところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（男澤知樹君） 前段の部分、私のほうから補足をさせていただきます。

２回と、２回入札の公告をして、いずれも成就しなかったというのは異例でございます。１度目入札、失礼、指名ですか、公告ではないですね、まあ、入札をして２回ともというのは異例でございます。

１度目なんですけれども、局長申したとおり、質問書が届いたということで、回答もしたと。あまりここで具体的話はいたしません。が、ただ、結果としての仕様をその２社については、仕様を十分に満たす、要は会社として責任を持って満たすというような社内での確認といいますかね、意思決定ができなかったということで、辞退ということになったんだろうと思います。

1 社だけですので入札はできないので、それで不調ということで判断をいたしました。

当然、2 回目といったときに、この仕様で多くの入札、要は複数の入札が見込めるのかということを改めて早急に見直す必要があるのであれば見直すべきということで指示をいたしました。

当該辞退をされた業者にも、担当課をして聞き取り等を行っております。その上で、再度仕様を決定して入札を行おうということでやったんですけれども、残念ながら 2 社は辞退ということでございました。

その辞退の理由につきましては、それこそその会社の考えることですので、こちらとしては逐一承知はしておりませんが、1 社だけですのでやはり入札ができないと。

ここに至って、応札意欲を示していた 1 社と、法令に基づきまして見積りをいただいて、予定価格と照らし合わせて随意契約ということで仮契約の議案というのが、今ここでお話できるという流れでございます。

何ら法令に違反する手続とは思っておりませんし、ただ、できればね、できれば多くの方の参加を得た中で決定をしたい、したかったというのはありますけれども、納期等もございしますので、このような判断をしたということにつきましては御理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 入札通に関しては、今後、仕様に関して、他の自治体含めて参考に、なるべく競争になるような形で進めていっていただきたいと思います。

あと、もう 1 点伺いたいのは、タブレットということで、昨今、低年齢へのこの SNS 等の利用に関して、外国では年齢制限をして禁止している国も随分出てきました。我が国というか、国では、年齢制限をせず対応するという、二、三日前の新聞にも載っていましたが、そこで伺いたいのは、当町において、現在どのようなスタンスというか、取っているのか、簡単にでよろしいですので、その辺伺っておきたいと思えます。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） それでは、御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、タブレット等の端末の自由に使えることでの弊害というのは、教育委員会でも学校でも共有しているところでございます。現在ですけれども、全小中学生の持っているタブレットは、学校で使うのはもちろん、自宅への持ち帰りでの活用もしているところですが、夜 10 時から 6 時までは、学校の端末については接続ができない仕様にな

っておりますし、それからユーチューブにもその端末では接続できないというふうに教育委員会と学校側と校長との相談の上、そのような設定にしております。

ただ、御自宅で自由に使える別な端末についてまで、教育委員会でちょっと規制とかするまでには至っておりませんので、そこはあと学校と家庭と教育委員会と、今後の新しい機器になるに際しても、今後の使い方についてはしっかりとお話をしながら、子供たちの健康に害のないように努めてまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、1点だけお尋ねします。

ちょっと前段質問がなかった部分の項目ですね、お尋ねしたいと思いますが、いろいろ仕様ですとか金額ですとかいろいろ分かりました。

その上でなんですが、モバイル通信サービスについてお尋ねしたいと思います。

一応、5年分ですね、5年分で金額計上されていまして、1回線当たりは350円ということで割と安価な形でLTE回線ですかね、使われていると思うんですが、購入台数が708台ということで、その使う実数、子供たちの人数と、あと予備機という説明ありました。さらに予備機があった上で、さらにそのプラスおよそ140回線分ぐらい余裕を持って、何でしょう、契約される理由というのはどこにあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 現在の回線の考え方なんですけれども、今使ってるタブレット端末に関しましては、1人当たり5ギガで、それを全体でシェアして使うといった形で、それぞれ2ギガの生徒さんもしれば、8ギガを使う生徒さんもしらっしゃる。でもそれは全体の中でシェアをして使っているといった内容になっています。

今回新たに購入する部分に関しましても、引き続いてそのような形で継続していきたいと思っております。

ただ、先ほど来申し上げておりますけれども、教職員に係る部分に関しまして、こちらまた別に契約ということになりますとですね、それはシェアをされないといった形になってきますので、今回のモバイル通信に関しましては、教職員も含ませていただいた上で、全体の中で回線を計上させていただいているという、そういった内容となっております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

そうすると、何でしょう、すごく多めに余裕を持って回線を設定しているのではなくて、ち

よっともうぎりぎりの線のところで使われているということは分かりましたが、そうすると、今後これ、5年間の、何でしょう、一応見積りになっていますので、児童生徒数が減少していくときに、使う回線の量自体が減っていく形になっていくのではないかなと、ちょっと推察するんですけれども、これ例えば年度ごとに回線の契約数を変更できるのか、例えば絞ったりできるのかどうか、ちょっとその辺確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 今回、通信モバイル料を含めての全体での契約となっておりますので、基本はこの回線のままいくといったところだと認識をさせていただきます。

第1期、5年前に購入した部分に関しましても5年間その回線のままで継続していたといった経緯がございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

とりあえずこのままの状態で一応契約されるということで、分かりました。

最後にお尋ねしたいと思います。

前段、SNSのお話で教育長から御説明もありましたが、今回購入されるこのiPadについても、結構割と新しめの、スペックも一応整っている機器ということで見ております。

その上で、そうすると、何でしょうね、今、先ほど家庭と学校の中でもいろいろやらなければいけないという話はあったんですが、何かこうタブレットだけに、授業で使うのは当然なんですけれども、依存していかない工夫というのは、例えば学校のほうではどういうふうに考えていくか、最後お尋ねしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 学校のほうとしましては、パソコン、情報機器のリテラシーを高めるということで、各学年に応じてタブレットの使い方や、それから授業の活用を通して使い過ぎについては指導しているところではございますけれども、やはり家庭との連絡、それから本人の使用の状況を担任を通して学校でしっかりと捉えて、委員会と一緒に、もし望ましくない使い方があるのであれば、しっかりと状況に応じて声がけをして家庭に協力をもらえないと思います。

今後ますますAIに代表されるようにいろいろな子供たちが興味を持つことが出てくると思うんですけれども、そこもしっかりと学校側での使い方の、何ていうんでしょう、裁量というかルールづくりをしながら、慎重にまずは子供の健康を一番に考えて取り組んでまいりた

いと思います。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにいたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後2時50分 延会